

郵送請求の際は、下記の書類を送付してください。

- ① 納税・所得証明書等交付申請書
- ② 申請される方のご本人確認書類の写し
- ③ 手数料（定額小為替）
- ④ 切手を貼った返信用封筒 ※郵便局で取り扱っているものの使用にご協力ください。
- ⑤ 書類が取得できることを証する書類 ※ご本人様以外の方が申請される場合のみ。

【ご本人確認書類】

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳、在留カード、健康保険証、介護保険証、その他官公署が発行した身分証明書

【発行手数料】

証明書の種類	手数料・備考	証明書の種類	手数料・備考
納税証明	300円/通 【令和7年度分の場合】 令和6年1/1～12/31の所得が記載された証明書が発行されます。	固定資産評価証明書	300円/枚 1所有者につき、土地・家屋あわせて1枚目に5筆(棟)、2枚目以降には8筆(棟)記載されます。
完納証明		固定資産公課証明書	
所得証明		名寄帳の写し	300円/枚 1所有者につき、土地・家屋あわせて1枚に8行記載されます。
所得証明（児童手当用）			
課税証明			
非課税証明		地番図の写し	300円/枚
所在証明	軽自動車：無料 普通自動車：300円/通		
軽自動車納税証明（車検用）	無料	その他	お問合せください。

【書類が取得できることを証する書類】

ご本人（納税義務者）様との関係	必 要 書 類
委任された方（代理人）	・委任状（委任者が署名したもの。コピー不可） ・委任者及び代理人のご本人確認書類の写し （法人名義の不動産については、委任者のご本人確認書類の代わりに記名・押印（代表者印）も可。）
相続人	・ご本人様が亡くなっていることがわかる書類 ・ご本人様の住所が確認できる書類（戸籍の附票等、固定資産台帳の本人住所と一致するもの） ・相続人であることが確認できる書類（戸籍(除籍)謄本等）
債権者	・訴状、申立書等
賦課期日（1月1日）以降に資産を取得した方	・所有権の移転を証する書類 例：土地・登記済家屋の場合→全部事項証明書等 未登記家屋の場合 →売買契約書、贈与証書等

【法人名義について】

法人名義のものについては、記名・押印（代表者印）も可とし、委任者の本人確認書類の写しは不要です。

【送付先】

〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

石岡市役所 財務部 税務課 市民税/資産税担当

Tel 0299-23-1111（代表）（内線 市民税 7083・7084・7085 資産税 7087・7088・7089）

受取までの日数について

- ・投函してから証明書がお手元に届くまで、通常2週間程度かかります。
- ・郵便による請求では、処理日数と往復の郵便配達日数の合計日数がかかります。
- ・郵便事情や休日等の要因により、さらに日数がかかる場合がありますので、余裕をもって請求してください。
- ・お急ぎの場合には、書類の送付及び返送の際に速達郵便の利用をご検討ください。
- ・一度に複数の証明書を申請された場合や、書類や請求内容に不明な点があり確認が必要な場合などは、証明書作成に日数を要します。通常よりも返送までに日数を要しますのでご了承ください。